

淀川水系流域委員会 第16回委員会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

塚本委員(委員会・淀川部会)

宗宮委員(委員会・琵琶湖部会)

日時：平成15年1月17日(金)10:00~13:00

場所：新・都ホテル 地階 陽明殿

庶務 (三菱総合研究所 新田)

大変長らくお待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第 16 回委員会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田が担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、審議に入る前に、幾つかの確認をさせていただきます。まず、配付資料の確認です。「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、それから資料 1「委員会および各部会、WG の状況 (中間とりまとめ以降)」、こちらは前回 12 月 5 日以降のワーキング並びに部会の状況をお示ししています。

資料 2 関係が提言に関する資料です。まず、資料 2 - 1「提言 (案) とりまとめの経緯と今後の進め方 (予定)」です。昨年末以降、委員の皆さまへの意見の紹介、或いは最終提言の作業部会等を開いておりますので、その流れについてまとめたものです。それが資料 2 - 1、A4 の横です。それから、資料 2 - 2 が「新たな河川整備をめざして」ということで、こちらの提言案の方も、委員の皆さまのご意見をもとにまとめました 1 月 17 日版の修正案です。修正案ですが、最後に、これまで付けていませんでしたが、委員会の委員の名簿と、それからこれまでの委員会の開催状況とを新たにお付けしております。それから、資料 2 - 2 補足は、文言等の統一を図った点をまとめたものです。資料 2 - 3 が、12 月 25 日締めで皆さまから募集しました少数意見並びに修正意見を全て網羅しております。資料 2 - 3 の一番右端の列ですが、「対応」と書いています。こちらは皆さまのご意見に対して、どのように修正として取り入れさせて頂いたかどうか等をお示ししております。それから、資料 2 - 4 は皆さまのご意見をお伺いするベースとなりました提言のバージョンです。具体的には、修正案の 021129 版とそれから後半の方の 4 - 7 から 4 - 9 について修正をいたしました 12 月 17 日版について、これらを 1 冊の形にまとめたものです。比較用としてご覧頂ければと思います。

資料 3、「原案審議の進め方と体制について」、こちらが運営会議で決まった今後の進め方等についてのまとめた資料です。

資料 4、「提言の情報発信について」、こちらは提言に関する記者説明会ですとか、一般の方々向けの説明会等々について書いています。

それから、資料 5 が河川管理者からの提供資料で「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿)」です。

それから、資料 6 の方が今後の会議の日程等です。

参考資料 1 が「委員および一般からのご意見」です。

委員の皆さまの各テーブルに 1 個、これまでの提言案や、委員からのご意見、或いは現状説明と資料等をお付けしています。審議の参考としてご覧頂ければと思います。

次に、前回の委員会から今回の委員会までに、一般の方々からお寄せ頂きましたご意見について簡単にご報告いたします。

参考資料 1、「委員および一般からのご意見」をご覧頂きたいと思います。こちらの方が、前年の 12 月 3 日から今年の 1 月 14 日にかけて頂きましたご意見です。委員から 1 件、それから一般の方々から合計で 29 件の意見が寄せられています。左側の方に、ナンバーの下に

印を振っております。こちらの方は、一般の方々から提言案に対してのご意見として承っているものです。特に、ダムに関するご意見が多くなっていますし、河川の利用等についてのご意見も多数寄せられております。詳細についてはお読み頂きまして、後ほどの審議の参考にして頂ければと思います。

それから、本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。その場合には、「発言にあたってのお願い」をご一読の上、手短かに発言の方をよろしくお願ひします。また、議事録を作成しています関係上、委員の方々等におかれましては、必ず発言にあたってはマイクを通してお願いいたします。また、冒頭にお名前を頂くよう、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。本日の予定としましては、13時の終了を予定しております。引き続き、記者説明会を開催する予定ですので、よろしくご協力のほどお願ひいたします。

それでは、審議に移りたいと思ひます。芦田委員長、よろしくお願ひします。

芦田委員長（委員会）

本日は多数ご出席頂きましてありがとうございます。

今日で阪神淡路大震災が発生して8年目ですが、改めて犠牲になられた方のご冥福をお祈りしたいと思います。震災時には、河川も大きな災害を受けました。この河川整備にあたりまして防災の問題も非常に重要な問題ですので、改めてよい河川整備計画をつくろうと決意をする次第です。

長時間にわたって検討してまいりました提言案がほぼまとまってきております。今日、ご審議頂きまして、できましたら「案」をとり、「提言」として河川管理者にお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

いよいよ、提言に基づいて河川整備計画原案が出てくるわけですが、それをどのような形で審議していくかを考えなければなりません。非常に広範な問題であるため、今日、審議体制についての提案をさせて頂いて、ご相談したいと思っております。

それでは、議事次第に従い、まず、各部会からの状況報告ということで、庶務から説明してもらい、何かありましたら部会長に補足して頂くということでお願ひしたいと思ひます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1の説明]

芦田委員長（委員会）

部会長、何か補足することがありますか。よろしいでしょうか。

それでは、提言案に関する意見交換に入りたいと思ひます。提言案に関しましては、昨年、最終提言作業部会で案をつくり、それを皆さまにお配りして意見を求めたところ、多数の修正意見が出てまいりまして、それについて提言作業部会では真摯に受け止めて、できるだけ修正をするという形で作業して頂いたわけです。非常に努力して頂きまして、本日、提言の最終案が出ているわけですが、これに関して今本委員から、大きく変わった点のご説明をお

願います。

今本委員（委員会・淀川部会）

内容的に変わったところはありませんが、表現の変更はありました。例えば、「住民団体」を「住民活動団体」にするべきではないかというご意見に対しましては、初出時に「住民活動団体（NPO、NGO等を含む）」と表記するよう修正させてもらっております。

次に、最も議論になりました「4-6 ダムのあり方」です。表現をどうするかということですが、最終的に「原則として建設しない」という表現に落ちつきました。これにつきましては、委員全員にアンケートをお願いいたし、「できるだけ」とするか「原則として」とするか、「つぐない」とするか「建設しない」とするか、その組み合わせとこれ以外の新しい案についてお伺いしましたところ、「原則として建設しない」が一番多かったため、「原則として建設しない」にしました。それから、ダムの社会的な影響についての文言をどうするかということについても随分議論いたしましたが、ケースごとに異なるということで単純な表現にとどめています。委員会の提言という性格から考え、できるだけ多くの委員の賛同を得られ、客観的に見ても正しいことを記述しようという立場から、そういう形にさせて頂いております。

それ以外の、例えば流域の特性等について、各専門分野の委員の方から意見を寄せられましたが、それらについてはほぼ採用させてもらっています。最後に、全体の文章を通しまして、校正の専門家に通読をお願いしました。その結果、若干の文言を修正しています。

提言で言っていることと自分は意見が違うという場合は、少数意見として出して頂ければと思っておりますので、よろしく願います。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。ただいま、提言案 030117 版についてのご説明を頂いたわけですが、今までどういう形でこの提言をまとめてきたかという経過と、今後どのようにしようとしているかという予定につきまして、資料 2-1 に出ておりますが、庶務から説明をお願いしたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料 2-1 を説明]

芦田委員長（委員会）

ご覧のように、何度も修正を加えて、皆さまの意見をできるだけ反映しようということやってきまして、かなりよいものができるのではないかと考えています。しかし、どうしても賛成できない、この提言の内容に反対だという意見ももちろんあると思います。そういうご意見は大切にしないといけませんので、今の手順で少数意見としてご意見を 22 日までに出して頂いて、それを運営会議で議論して、どう扱うかをお諮りしたいということです。どうしてもここは反対だ、賛成できないというご意見がありましたら、ご発言をお願い

したいと思います。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

確認ですが、「4-6 ダムのあり方」です。流域委員会が新しい河川法のもとで、理念の根本的な転換をすることが重要であるということやってきて、提言がこういう内容になっているということは非常に評価されるべきだと思います。しかし、幾つか確認しておいた方がよいことがあるのではないかと思います。ですから、反対意見ということではありません。

まず、1つは、4-6の記述では、ダム以外の方法がないと客観的に認められるか否か、及び社会的合意が得られたのかどうかについて、判断しないといけないということになります。そうすると、その判断の基準は何になるのかということと、その判断はだれがするのかということが1点です。

それと、委員はこの判断する議論に貢献することはできるとは思いますが、判断をする権限を与えられていませんし、その判断に対して責任をとれる立場にもありません。これにどのように関わるのかということが2点目です。

芦田委員長（委員会）

どなたかご意見はありませんか。

山村委員（委員会）

どういう基準でだれが判断するかということにつきましては、4-6の一番下の段落に手続、判断経過が書かれています。判断主体はもちろん河川管理者ということになりますが、河川管理者のうち、ダムの建設を計画する者は以下のような形でやらなければいけない、ということがまず第1点です。

それから、その過程でどういう形で判断していくかというのは、「4-7 関係団体、自治体、他省庁との連携」の1行目に「新たな河川整備計画の策定過程、策定後、およびその事業を進めるにあたり」、「住民との協働」によって積極的な連携を図らなければならないということを書いています。

それから、ダムの計画過程については、「4-8 住民参加のあり方」で書かれています。その中で「(1) 情報の公開と共有」や「(2) 住民との連携・協働」ということが詳細に書かれています。さらに、「4-9 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築」でも、「(1) 河川整備計画策定時」で書かれていまして、「(2) 河川整備計画策定後」においても、仮にいろいろな具体的な事業が入っていますが、その過程においてのいろいろな手続が書かれているということだと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

補足ですが、やはり河川管理者が判断しなければならないと思います。しかし、その判断に関わって、どのような仕組みの中で公正かつ社会便益性が増すような形でやっていくかは、4-7から4-9までに書かれています。それでも、なおかつ問題がある場合には、最後の

4 - 26 頁、「3) 計画の継承・確認のための機関の設置」以降に、こういうことも考慮しなければならぬのではないかが書かれています。これでご質問の一部は答えられるものと思います。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

そうすると、委員はその判断に直接関わるのではないということになります。

芦田委員長 (委員会)

判断の材料を提供するという事です。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

わかりました。

それで、次にもう1つ確認しておきたいのは、「計画・工事中のものを含め」という部分と、その下の「社会的合意が得られた場合にかぎり」という2つの記述の関係が、論旨として矛盾がないようにしておく必要があるのではないかと思います。

建設中ということは、過去のある時点で合法的に社会的合意を得ているからこそ建設中ということになります。そうすると、今後新たに社会的合意を求めるわけで、その求める法的根拠というのは新河川法ということになるわけですが、それが過去の合意を覆すものになるのかどうかという点です。これは河川管理者にお伺いしたいのです。また、新たな社会的合意が達成できたとして、結果的に特定の地域や住民にもたらされる不利益や被害へはどう対応するのかということが書かれていないのです。

芦田委員長 (委員会)

河川管理者にお聞きする前に、私からも言わせて頂きたいと思います。

この文章は矛盾しないと思います。工事中及び計画中のものについては、この提言に沿って見直すことになると思います。見直したものが新たに出てきて、それについて最初から、ここに書いている手順に従ってやる必要があると思っているわけです。それでいかがでしょうか。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

これまでの委員会でも随分議論になったと思いますが、流域委員会で議論できるのは河川だけの話です。実は、地域生活なり地域社会を考える時には、地域の総合的な振興策であるとか、どのように地域社会が動いていくのかという、いわば総合的な地域の見取り図が重要です。しかし、河川整備計画でできることは地域のあり方の一部でしかないのです。つまり、河川整備計画で法的に言えることは行政的には一部です。しかし、特にダムが計画中の地域等には大変影響が大きいということです。私は、少数意見としてですが、資料2-3の28頁にある意見を出させて頂きました。20年前か30年前かにある合意がなされているわけですが、今、時間軸が変わったわけです。ある意味で「時間のアセス」だと思いますが、私は「二

二次的な地域社会の崩壊」と表現したのです。「二次的な地域社会の崩壊」というのは、ダムをつくる時に地域社会に一時的な社会被害があり、ダム計画が中止になった時に二次的な社会被害が起こるだろうということで、「二次的な地域社会の崩壊をもたらさないような社会的配慮が必要である」ということを少数意見として出させてもらいました。中村委員のおっしゃったことですが、社会的配慮というのは河川整備計画だけではできないのです。本来、川は地域と深くつながっているのですが、河川整備計画ではそこまで言えないということです。多くの水源地は、過疎であるとか人口流出であるとか、地域社会の未来に対する夢が描けなくなっているわけです。その辺のところまでを含めて社会的配慮が必要だということです。

あとは三田村委員がご説明して下さったように、河川整備計画としては、住民参加の方法なり合意形成の仕方というのを書いていますが、これはあくまでも、河川行政の限界というのをここで考えて、次にどうするのかということとして、地域振興策であるとか、様々な総合的な次の政策が必要なのではないかとということです。河川整備計画はそういう意味である限界があるということをお覚しておく必要があるのではないかと考えております。少し長くなりましたが、以上が、少数意見を出した理由です。

芦田委員長（委員会）

4 - 19 頁の「一方、新たな河川整備計画には」以下に書いてあることだけでは不十分なのではないでしょうか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

抽象的には書かれているのですが、あくまでも河川整備計画というのは法的にも河川以上のもではなく、そして、地域は河川以上の問題を抱えているということ、いわば河川整備計画の位置付けというものの限界を流域委員会として自覚しておく必要があるのではないのかと思います。次の問題として、自治体がどうするのかとか、他の都市計画であるとか、まちづくりであるとか、まさに面的に地域社会をどう維持再生していくのかという問題があるのだということ、河川整備計画の基本のところまで共通理解としておきたいという意見です。

芦田委員長（委員会）

その件に関して、他の委員の皆さまはいかがでしょう。

川那部部会長代理長代理（委員会・琵琶湖部会）

私も最終提言作業部会の一員でしたので、私の判断で申させていただきますと、中村委員、嘉田委員のおっしゃったのはもっともなことです。しかし、それはダムに限る問題ではなく、ありとあらゆる河川整備計画に関係するものです。つまり、国土交通省だけで考えられる問題であるかどうかということ自身が非常に大きな問題なわけです。

従って、4 - 6 のダムのあり方ではなく、関係団体、自治体、他省庁、或いは住民との間

で考えられなければならないということで、特に住民との問題は、「4-7 関係団体、自治体、他省庁との連携」で書く方が適当なのではないかという、原案をつくって下さった方のご意見に私は賛成しました。ダムだけの問題ではない、ありとあらゆる河川の工事について同じことが言える可能性は十分にあるわけですから、4-7 で書くのが適当なのではないかと私は判断して、例えば嘉田委員が意見をお出しになった箇所については、原案のままでよいのではないかと思います。4-7 の後段の文章は以前はなかった文章です。この方がよいのではないかと私は判断したのです。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

基本的に川那部部会長代理のご意見に賛成です。追加の意見を主張して、山村委員と記述させて頂いた経緯もありますので、その確認ができたということで非常に良かったと思います。

ただ、ダムの場合にはその問題が非常に端的にあらわれるということで、ダムのあり方の中にやはり一定の記述があった方がよいのではないかと思います。今、川那部部会長代理がおっしゃった記述に相当するものがダムのあり方に入っていた方がよいのではないかと思いますので、少しご紹介したいと思います。もし少数意見として出してくれ、或いは修正意見として出してくれということであれば、出そうと思います。「4-6 ダムのあり方」にある「合意が得られた場合に限り実施するものとする」の後に追加なのですが、「しかし、既に過去に社会的合意が得られているにもかかわらず、結果的にその合意の一部、或いは全てが覆され、当該地域とその住民が多大な精神的苦痛や損失、被害を被ることが起こり得る」と、「その場合は、事業主体を含む流域の関係機関や住民は、当該地域が代替的手段によって持続的発展を遂げられるように支援することを含め」として、次にどう書けばよいか私も迷っているのですが、「応分の補償、或いは必要な対応を行う責務を負うものとする」ということを入れた方がよいという気はしています。少数意見、或いは修正意見という形で出してくれということであれば、それに従いたいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

提言をとりまとめにあたり、確かに議論になったところなのです。どういう基準でどう判断するのか、或いは既に動いている計画をどうするのか。確かにその通りなのですが、提言の中で随所に「順応的に対応する」という言葉が出ているのです。ダムも同じで、やはり流域委員会の能力を超えた部分がありますから、逃げるわけではないのですが、ダムの記述については、ダムワーキングや最終提言作業部会で議論された範囲にとどめておこうということです。中村委員や嘉田委員のご意見を追加するとなると、かなりの時間をかけて検討する必要があると思います。

ですから、少し短過ぎるのではないかという批判もありますが、もし追加される意見があるのであれば、少数意見や修正意見としてお出し頂いた方がよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

今本委員のお話のように取り扱ってよろしいですか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

結構です。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

時間がないから、この内容までしか書けなかったというような言い方をしますと、実際にその場に深く関わっている方たちに大変失礼な表現になります。1年半なり2年なりの議論してきて、いろいろなケースを考えて、この提言が流域委員会としての意見だということはあるのです。しかし、言い方が抽象的になるかも知れないのですが、できれば将来の夢が描けるような提言であって欲しいのです。つまり、否定するだけではなくて、将来にわたって、まさに中村委員がおっしゃったような持続的な地域社会なり、持続的な河川との関わり方が築けるような、そういう夢というか希望が持てるような文言が欲しいのです。希望が持てるような文言というのが、新たな社会的仕組みの構築によって、河川生態系とともに地域社会が歩いていく道があるのだという4-19頁の文章だというのが、芦田委員長や川那部部会長代理のご説明だったのですが、やはり文言として希望が持ちにくいのです。ですから、これも反対意見というよりは追加意見です。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

中村委員や嘉田委員のご指摘は大変重要な部分だと思いますし、これまでも議論してきた部分だと思います。しかし一方で、川那部委員がおっしゃったような全体としてそういった問題をどのように解決していくかということは大きな課題だと思いますし、そういった記述は先ほどの議論の中で紹介された箇所にもあるので、この提言に従って検討していくということで私もよいと思います。

確かにダムインパクトというのは非常に大きいものがあると思います。ダムそのものを今後、計画・工事中も含めて見直していくということになった時には、原案審議をしていくわけですので、そこで、今ご指摘頂いている辺りを十分に検討しながら、検討できる部分は検討し、意見を反映して頂くということによってどうかと思います。

寺田委員（委員会・淀川部会）

寺川委員の意見にも少し関係するのですが、先ほど中村委員が言われていたご意見についてです。提言を作成するにあたって、何重にも皆さまの意見を聞き、修正するということを繰り返してきたわけです。これを際限なく続けるわけにはいかないのです。従って、今回の案を提言についての最終版として、今日の委員会できちっとした審議をして決めるべきだと私は思います。

ただし、先ほど中村委員がおっしゃったような、反対でもないし、修正でもない、しかし、ここの部分をもう少し言っておきたいという部分はもちろんあると思いますし、これから本

当に少数意見、或いは反対意見として、これだけは明確に自分の意見を言っておきたいというような意見を、提言と別にとりまとめて発行するわけです。従って、今日の提言に対しての補充意見を少数意見とともにとりまとめて出すことにしてはどうかという提案をしたいと思います。

それからもう1つ、先ほど中村委員がおっしゃった部分についての意見を申し上げたいと思いますが、先ほど少し言われたようなご意見の部分は、これは法律的にも大変困難で非常に難しい問題をたくさん含んでいます。損害ということを言われました。それから支援というようなこともです。これらはどこまで法的に実行可能かを議論をしなければなりません。抽象的な言い方をするわけにはいかない部分があるわけです。ですから、たんにいろいろ配慮をするべきだとか、一定の対応が必要だとかいうところでとどまる限りは、それほど問題は起こりませんが、具体的に言おうとすればするほど、きちんとした検討なしには言えるものではありませんし、無責任な発言はできないと思います。ただ、どのような検討が必要かということについては、先ほど申し上げたような補充的な意見として指摘しておいて頂ければ、それは非常に有益な意見ではないかと思います。

それから、寺川委員が言われたように、この提言はあくまでも河川管理者が今後河川整備計画原案をつくる上において、最低限の基本的な理念、原理原則というものを明確にし、これを踏まえてつくってもらおうということで、2年間も時間をかけてやってきた作業です。これが今までの国なり自治体の政策を決定する過程と根本的に違うところだと思います。従来は、まず原案が示されて、その原案について一定の期間内に委員会等が意見を言って、それを受けて修正をして計画が確定をされるという手順が殆どだったわけです。しかし、案がつくられてからでは遅いということで、案をつくる前に本当に必要な理念や原理原則を明確にし、それを踏まえてつくってもらおうということで、この提言は作成されました。確かに言葉の足りないところやもっと言わないといけない部分がいくらでも出てくると思います。しかし、河川整備計画の原案をつくる上において最低限必要な基本的理念、原理原則というものを明確にすることが今回の提言の最大目標であるということです。そういう点では、これだけ皆さまの努力でやってこられた提言案を、今日、確定をした方が私はよいと思います。

何度も申し上げて恐縮ですが、提言に対する少数意見、反対意見、それから先ほど中村委員がおっしゃったような、補充的にやはりこういう点も言っておくべきだという意見をとりまとめたものを、提言とは別個に出すわけですから、そこに反映をするということでどうかというのが私の意見です。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

嘉田委員から将来の見える計画をということでしたが、そういうことを提言するとすれば、ダムのところではなく、理念のところを書くべきだと思います。ですから、例えば河川整備の理念のところでは夢のあるような理念にするべきと書く方がよいと思います。

山村委員（委員会）

具体的に嘉田委員の言われている点につきましては、理念のところに取り込んであります

て、例えば3-2頁「(2)各地域の持つ文化・風土・歴史的な価値や特性を考慮し、流域全体・社会全体で対応する川づくりへ」というところで、先ほど言われた流域全体の観点というのを入れております。

それから、もう1つは4-1頁を見て頂きますと、河川整備計画に関する基本的事項の(1)の「2)流域圏に着目した総合的管理計画」というところで、「流域及び関連する水利用地域や氾濫原を「流域圏」として捉え、その歴史的風土性を確認し、河川、森林、農地、環境資源の役割との統合的施策を展開すべきである」ということも、この中に入っているわけです。

その他にも、4-2頁の「<地域の特性に合わせた基準の検討>」等にちりばめてはあります。水質についても4-8頁の「(4)流域の一体的な水環境を実現する水質管理」という形で、「統合的な流域水質管理システム」ということを述べております。

それから、先ほどから問題になりましたダムをつくらない時にいろいろな洪水等の被害が出てくるのではないかと、それに対応する問題としては4-11頁を見て頂きますと、「(2)流域対応」というところがあります。ここで想定洪水氾濫区域の水害ポテンシャルの急増に対しては、これこれが重要かつ緊急な課題であるとしています。そして、それに対応してどのようにその課題は解決すべきかということについては、ダムといった形ではなくて、別の形で対応していく必要があって検討も重要であるということを書かれているわけなのです。

全体としてはそういう形で書いています。各論のところでも個別に書くということになると、非常に膨大な内容になってしまいます。ですから、意見を言われる時には、全体を通して読んでからでなければ、各部分の個別的なものにだけ目をつけて言われると、いろいろな誤解が出てくるおそれがあるのではないかと考えています。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

確かに既にそういう夢なり将来への構想が埋め込まれています。これは個人的に環境を研究する研究者としての意見なのですが、今日もいろいろマスコミの方がたくさん来ておられますが、淀川水系流域委員会の提言を、新聞等のマスコミで取り上げて頂くと、それがあある意味で社会の認識になっていくのです。そこで「ダム原則中止」というようなことだけが大きく新聞記事に載りますと、この流域委員会の性格をそのように把握されてしまう、既にもうそのおそれがあるわけです。

ですから、山村委員がおっしゃって頂いたように、この提言の中に将来に希望の持てる内容、将来に向けて埋め込まれているメッセージがあるのだということを、委員としても、マスコミの方にも、或いは行政の方にも、特定の部分での対立ではなく、将来に向けた貴重なメッセージがあるということを是非出していきたいと思います。これは一委員としての意見というよりは、社会で環境に関する認識がつけられていく時に、マスコミ等ではどうしても特定の問題だけが取り上げられてしまう、そこに対するひとつのお願いという意見です。

塚本委員（委員会・淀川部会）

本当によくやってこられた今本委員が「限界」という言葉を出してきておられるということとは、本当に十分なあるレベルに達している提言であると考えております。

例えば、社会的合意についてなのですが、実態として本当に合意があったといえるのでしょうか。川辺川ダムでもそうなのですが、実際に河川管理者の方や住民や他の行政の方やいろいろな方たちが入って、どうしていくかというような社会的合意形成に向けてやってきたらどうかと疑問に思います。そういったことをしなかった結果、京都市の中の河川は川ではなくなったのです。これまで各方面の方が、それぞれが自分たちだけでやってきてしまったから、その結果として川はまるで溝のようなものになってしまったわけです。ですから、そこを戻そうとした時には、司法の方も悩まないと思目だと思えます。これまでの法律の枠で決めていこうというのでしたら、本当の合意は生まれてこないのです。

今の住民たちの実態というのは、川を歩いていても自分の足もとの川すら見ていないのです。えっ、こんなになっていたのかと、子供たちの方がもっと切実に訴えています。このまま行ってしまったら本当にもっとダメージを受けてしまいます。提言は、要するに委員会の性格として思い切り行けるところまで書こうというような内容を出してしまう。そしてこれからは、実際に具体化していくために、いろいろな方たちと反対意見や賛成意見やもっと足元に地のついた実態や実感としてのあり方を皆さまが探っていくことが必要です。先ほど嘉田委員が言われたように、ダムができるかできないかというだけではないのですよね。

我々が本当にこれからどうしていったらよいかと、住民自身がそういうことを知っていて、自分たちのものを選んでいくという時代に入らないといけないという意味で、この流域委員会の提言、或いは近畿地方整備局がこれから出してこられる原案に対しての表現の仕方が大変に意味があるということを、皆さま全体がとらえてやっていったらよいのではないかと考えております。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

私の発言からいろいろご意見なりご示唆なり頂きました。そういう議論を私はしたかったのです。そういう意味では私の発言が生かされたと思っています。

従って、追加の意見ということで出させて頂くということになるのですが、ただ、今の塚本委員の件なのですが、過去のある時点で現在で言う合意があったかどうかは別として、社会的な約束事はあったわけです。約束事が法に基づいてできていたから、ある事が進んだわけです。それが今の判断で新たに合意が必要だということを提言の中で言う以上は、ここで合意ができましたということのをだれかが判断しなければいけないわけです。全ての人がいる議論して全員一致となれば問題ないのですが、当然違った意見が最後まで残ってしまうことが考えられます。その時に判断をするのは、計画主体である河川管理者ですね、ということを確認したいということです。それについてはそれによろしいかということと、我々いろいろ専門的な立場から意見を言ったり、或いは貢献をしたりということがありますけれど、限界があります。ここが合意です、ということのを判断する限界があるのですけれども、それでよいのかどうか。いや、そうではなくて、この委員会もその中で判断をするのだということであれば、やはり判断をする権限なり、それに伴う責任がどういう形で伴ってくるのかということのを、はっきりすべきではないかなと思います。

芦田委員長（委員会）

いろいろご意見が出ておりますが、いずれにしましても、この提言を受けて、国土交通省は原案を提出してこられるわけですが、それと同時に、一方では地域住民とか住民団体の意見も聞いて決めるということが法律にもなっておりますので、そういう2つのチャンネルで河川整備計画を策定されていかれるわけで、そういったことを総合して判断されるわけです。

我々としては、提言した以上はできるだけその趣旨を説明していくという義務を負うわけですが、決定する権限は持っていないわけですから、中村委員が最後におっしゃったようなことになるのではないかと思います。

吉田委員（委員会）

先ほどの住民的合意の議論を聞いていて思ったのですが、全国的に見れば、流域委員会の提言というのは1歩も2歩も進んだと思います。全国の他の河川整備にも大きな影響を与えていくということが期待されますし、そうしていかなくてはいけないと思います。中でも、この住民的合意というのは非常に大事なものだと思います。先ほど、塚本委員のお話にありましたように、かつて本当に社会的合意があったかどうかわからないまま進められている川辺川ダムといったものがあります。その地域では、これは既に合意があったのだという前提で進められていて、現状、或いは将来の視点から見直しが行われるということがないところが、全国にはいっぱいあるわけです。

本当は「住民的合意」は、「現状及び将来を考慮した住民的合意」とする必要があると思いますが、これは別に文面の修正を求めるわけではなくて、アセス的なかつての住民的合意ではなく、現状及び将来を考慮した住民的合意が必要であると思いますし、十分な情報を与えられた上での住民的合意が必要なのだらうと思います。

「4-9 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築」を見ますと、策定過程の公開や情報の公開は十分に書いてあります。しかし、情報を与えた上で、将来的に住民がそれを判断していくというプロセスが何なのか、これはやったことがないのでわからないでしょうが、極言してしまえば、住民投票もあるのかもしれませんが、とにかくダムは原則建設しないという一言だけではなくて、皆さまが情報を与えられ、将来に向かって判断できるプロセスがつかれるとよいと期待します。

おそらく、有効な代替案がないと客観的に認められるという部分は、国土交通省の方でも、河川に関して計画的アセスをやっていくということをおっしゃっていますし、そういうやり方でやっていけばできるのかなという気がします。住民的合意をきちっとできるかというのは非常に難しいところだと思いましたので、ここでモデルが示せるとよいと思ひまして、発言させていただきました。

塚本委員（委員会・淀川部会）

ダムの問題というのは、水の制御や調整というのが自然を含めてどのようにしていくかということのテーマが非常に入っているのですよね。それで皆さまとお話しする時に時間軸というのが入らないですね。ある場合では現行進めようとしているものを、では、切り替えて

いこうかという住民の合意が得られるかも知れないのです。

最初の委員会の時に私はカオティックというお話をさせてもらいました。私はダムができようとしてもよいと思いますけれども、住民の方や行政の方やそれぞれの方たちが、どうして今ここでできるのか、過去どういう状況でこれをつくってきたのか、ここでなかったら将来にわたってはどのようにして欲しいのかというような、そういう意識が出てくること自身が非常に有効だと思いますね。

報道関係は、できる、できない、と出されますね。住民もそのように受けとってしまうのですよ。後はほったらかしです。そうではなくて、我々の暮らしている状態、どのようにどういう変化を起こしていったらよいのか、どのように行けばよいのかということ、住民だけではなくて、住民自身がそういう変化を求め、動き出したら、当然、行政も含めてということの意味が非常にあると思います。

もう一つ。私はこれからが楽しいというのは、提言を河川管理者にほうり投げただけでしたら、できない部分がいっぱいできます。そうではなくて、お互いにつき合いながらどこまで実現していくかということ、これをこれから2、3年でやっていかないと、本当の意味でこの提言が生きてこないのではないかなと思っております。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

この提言の位置付けについてですが、本文にもあるように、大きく言えば明治以降100年間の行政のあり方に対する大変大きなかじの切り直しだという位置付けを私自身もしております。

やはり明治以降、特に水と土地と森と、いわば自然の公物を管理するのは行政であるというようなことで中央集権が進んだわけです。ですから、住民もお上に任しておいたらよい、お上に持っていくのは陳情なのだ、どれだけお金を中央から持ってくるかというようなことで、地域の将来を描いてきた部分がなきにしもあらずというか、そういう体質を日本全国つくってきってしまったわけです。それが今のような財政破綻の問題なり、地域社会の崩壊なりということを起こしているわけですから、いわば行政と住民の関わり方に関して、100年の計に立って新しい関係をつくっていくものなのだというくらいの意味付けでとらえるべきだと思います。先ほど吉田委員がおっしゃったように、日本中がこういうものを待っているわけです。

今、塚本委員も言っていた住民自身にも突きつけられるものがあり、或いはマスコミの体質にもあり、行政の体質にもあり、大げさな言い方ですが、国民総ざんげの河川版が、私はこの文面から読めると思います。但し、ざんげは単に過去を否定するのではなくて、将来に対する夢が確かに文面にありますし、或いはそのことを私たちも随分議論してきたわけですから、将来に向けての新しい関係をつくっていく、100年の計を切りかえるのだというくらいの意味付けだろうと思っております。

芦田委員長（委員会）

いろいろご意見が出ておりますが、この提言というのは、今まで行ってきた河川行政の流

れを大きく変えようということで画期的なものだと思います。そういう意味で、ダムをつくるかつくらないかとかいう次元で議論をされるのは非常に残念なので、もっと大きい流れをとらえて頂きたいと思います。

しかし、いずれにしましてもダムのごとくに非常に関心が出ておりますので確認しておきたいのですが、ダムを原則として建設しないということは、今後一切ダムをつくらないということではないということです。つくる場合には、ここに書いていますように実行可能な代替案の検討をして、その上でダム以外に実行可能な有効な方法がないと客観的に認められ、かつ住民団体、地域組織等を含む住民の社会的合意というハードルをクリアした場合に建設するということです。「客観的」、「社会的合意」をどうするかということも難しい問題があります。客観的に認めるとか社会的合意というようなものにつきましては、個々のケースについての審議をこれからしていくわけです。その段階でいろいろ議論を進めていくと考えると、思っております。よろしいでしょうか。

それでは、この提言の案ですが、今までいろいろたくさん意見が出ておりますように、内容に合意できないという反対意見や少数意見、或いはもう少し補充した方がよいというような意見もおありかと思っております。非常に時間をかけて皆さま合意してきた内容ですので、できましたらここで、皆さまの少数意見、反対意見、或いは補充意見というのは後で出して頂くということをお含みの上で、この提言案を委員会として承認するというところでよろしいでしょうか。

では、「案」を取り、提言ということにして、国土交通省にお渡しします。これに基づいて原案を作成して頂きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題である今後の原案審議の進め方についてですが、ここで10分程度休憩したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは休憩に入りたいと思っております。11時半に再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

〔休憩 11:15～11:30〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、これより審議を再開したいと思います。

芦田委員長、よろしくお願ひします。

芦田委員長（委員会）

それでは、審議を再開いたします。

提言を提出しましたが、これからがスタートです。これからが本番ですから、よろしくお願ひします。

それから先ほど、反対、補充、追加、そういうような意見を出してくれと言いましたが、それをいつまでに出すか、庶務から説明して下さい。

庶務（三菱総合研究所 新田）

反対意見と補充意見については、本日から1月22日をめどに意見を頂きたいと考えております。1月24日の運営会議で、集まった意見について検討をさせて頂く予定をしておりますので、できましたら1月22日までに、委員の皆さまの方から反対意見、補充意見を集めさせて頂くということで進めたいと思います。

補充意見の位置付けにつきましては、反対意見ではないのですが、提言の内容に、補足的、補充的、或いは追加として、意見を述べたいというようなものとして出して頂くということを考えております。

以上でよろしいかどうか、確認をさせて頂きたいと思います。

芦田委員長（委員会）

意見の取り扱いですが、出された意見は、運営会議で議論しまして、どうするか決めるわけです。もちろんその時には、反対意見を出しておられる方のお話も聞いて、よく話し合っ、これはどうしても出ず、これはもうよいとか、いろいろあるうと思います。そういうご了解を得た上で載せたいと思いますので、よろしく願います。

それから、反対意見に名前を載せるかどうかということは、いかがでしょうか。

川上委員（委員会・淀川部会）

やはり、反対意見、補充意見は、氏名を明確にして発表すべきであると思います。

芦田委員長（委員会）

私もそういう取り扱いでよいと思います。では、反対意見、補充意見は、名前を明記することのできたいと思います。よろしく願います。

次の議題ですが、次回から原案審議に入っていくわけですが、これは大変な作業になるだろうと思います。スタートラインにつくところまでに2年かかっていますから、半年くらいでは終わらないのではないかと思います。できるだけ早く終わりたいと思いますが、1年はかかるのではないかとこの気もします。

それにしましても、審議する体制を流域委員会として十分に整備し、効率的にやらなければ、なかなか難しいのではないかと思いますので、これからご相談したいのですが、庶務の方から資料を説明して頂きたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料3の説明]

芦田委員長（委員会）

これまでの審議の体制を変えたいと思っています。運営会議でその原案を出すということですが、できるだけ皆さまのご意見をお伺いして、それに従ってやりたいと思いますので、

今日はこれからしばらくご意見をお伺いしたいと思います。

現在の部会はもちろん残すのですが、今まで部会専任委員と委員会委員に別れていましたが、全委員に、委員会の委員になってもらうということが1つです。それから、幾つのテーマをつくるか、どういうテーマをつくるか、これから皆さまにお伺いしたいと思いますが、テーマ別に分けまして審議するという事です。全委員にどれかのテーマに入って頂いて、皆参加するようにしてもらおうということです。テーマ別に議論を進めると同時に、地域部会はそのまま残しておきますので、テーマ別に議論がある程度成熟した段階で報告して頂いて、それをもとに、今度は総合的な観点で地域の問題を検討していく、地域部会で検討してもらおうというような、2本立てでどうかという提案です。

最初のテーマとして、部会専任委員も委員会委員になってもらうということで、よろしいでしょうか。人数が増えて議論しにくいと思いますが、しばらくの間であって、後はテーマに別れて議論するという事です。ここぞという時には、皆一緒に集まるということです。それと、全員が共通の責任を持って頂くといいますが、共通の情報を持って頂くということが大事だという点です。

寺田委員（委員会・淀川部会）

運営会議で私が提案したということもあるので、補足したいと思います。

これまでの議論の過程でも、部会の議論と委員会の議論が、必ずしも十分に噛み合うことができなかった部分も多々あるわけです。従って、部会だけの委員の方にすれば、せっかく部会で議論したことが、委員会でどれだけ反映をしてもらえているかということについて、いろいろ問題点のご指摘があったと思います。そういう点から、人数が多くなっても、全員で委員会を構成するというにしたらどうかと考えたわけです。

ただ、非常に遠方から来て頂いている委員の方もたくさんおられまして、部会や委員会、それから、今度つくろうとするようなテーマ別の部会のどこかに所属をしないといけないとすれば、なかなか出席が困難になるという方も中にはおられるかもしれません。実質的には、これまでの過程でやってきたことと、それほど負担が大きくなるということはないと思います。つまり、委員会というのは、これまでやってきました拡大委員会のような形で、非常に重要な審議事項を全体の意見として確定をしないといけないという時に開催をするということで、これまでのような委員会の開催頻度ではないと思っています。

もちろん、これからの議論は河川管理者から原案が示されて、それに対する具体的な議論をやっていくわけですから、むしろ、流域別に今までつくってきた部会と、これまでワーキングでやってきたようなテーマ、論点を中心にした部会、これはワーキングではなくて部会として構成するというところに、非常に大きな意味があると思います。ワーキングの場合は、委員だけで議論をしてきました。しかし、流域委員会は徹底した情報公開、広範ないろいろな方に参加をしてもらって一緒に議論をしながらつくっていくということをモットーにしているわけです。やむを得なかったとはいえ、ワーキングや作業部会という形でこれからの議論を続けるということは避けるべきだという反省に立って、こういう提案をしようということにしたわけです。

流域委員会は、専門家だけが集まって、専門的な意見だけを出すということではおられませんので、自分の専門領域を超えて、良識的な、常識的な意見を皆さま出し合っていく、そして、最良の選択をしていくというところに、流域委員会の特徴があると思います。そういう視点からご理解頂いて、全員で委員会を構成して、流域別の部会以外にも、今後の論点を深めていく上において、そして原案の十分な審議をする上において、必要な論点ごとの部会を構成するという点について、是非、皆さまにもご賛同頂きたいと思っております。

山村委員（委員会）

基本的には賛成なのですが、部会をたくさんつくり深く専門的に議論すると、部会間の調整が縦割りになってくると思っています。それぞれ縦割りになると、流域全体の視点が欠けてくる場合が1つあると考えられます。

それからもう1つは、例えば住民参加の問題は、各テーマ部会で議論の重なる部分が出てくる可能性が高いということがあります。その調整方法として、各部会長会議のようなものを設けて調整する必要があるのではないかと思います。

それは運営会議とは別に、守備範囲の調整、或いは狭い視点からではなしに全体的な視点から考えるための調整をやっていかないと、全体会議ではあまり深い議論ができないということになってしまう傾向がありますので、考えて頂きたいと思っております。

芦田委員長（委員会）

その通りだと思います。縦割りにならないようにする必要があると思いますが、それには、今おっしゃったように連絡会議をつくるなり、場合によっては地域別部会が総合的に考える1つの場にもなると思っておりますし、もちろん委員会がそうです。必要になれば連絡会議をつくってもよいと思っておりますが、当面は地域別部会と委員会ですうまく機能すればと思っております。部会をたくさんつくればつくるほど辛くなりますので、部会の追加等は議論の進展によって考えたらよいのではないかと思います。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

提言の4-7、4-8、4-9でまとめられている、関係団体、自治体、他省庁、或いは住民参加が、原案審議のプロセスで重要な役割をしていくということになります。この河川整備計画自体に、自治体なり地域なり住民が、一定の意見を反映するわけなのですが、それと委員会での審議をどのように関連づけて、どういうプロセスでやっていくのかということがあります。

それから、提言をつくる過程で、住民の意見、或いは関係機関の意見というのは、基本的には試行的に何うということではやってきたわけですが、提言をつくるという目的のための聴取をしてきたのですが、実際に計画を策定するプロセスで十分意見を反映して頂くことは、重要だと思います。そうすると、それなりの時間も必要になってきますし、直接、事業主体である国土交通省、或いは自治体というようなところとの情報のやりとりというようなことも、起こると思っております。

提言の4-7、4-8、4-9で書いていることと、これからの審議のあり方を整理しておいた方がよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

そうですね。今のところは、河川整備計画原案に対する住民団体や住民の意見は、国土交通省が別個にまた聴取します。その情報というのは、この流域委員会に出して頂いて、そこでまた我々が議論するということが考えられます。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

提言をつくるプロセスとして、地域なり自治体なり住民の意見を反映して提言をつくるべきだと考えている方々もたくさんおられたわけですが、それは事実上不可能でしたし、提言をつくるという趣旨は理念の転換が非常に重要であるということで、一定の方向性を示すというレベルで意見を伺うために試行的に住民のご意見を伺ってきたのですが、その段階ではやはり、十分な意見も述べていませんし、理解もしてもらっていないと思います。たくさん意見を出したけれども、それは提言の中に反映されていないと思われる方々、団体もおられるわけで、実際に計画を審議するプロセスでは十分やっていくべきだと思います。

そのやり方とか時間とか、例えば、それを委員である我々がどのような形で関与する、或いは、サイドから理解するというところをやるのかということが明確になった方が、当事者である地域や自治体や住民の方々も、それならよくわかると、是非、そういうところに関与したいということになるのではないかと思います。

寺田委員（委員会・淀川部会）

中村委員がおっしゃる通りだと思います。

委員会みずからが住民参加なり住民意見反映方法ということ、今後の原案審議の過程で十分にやっていく必要があるというご指摘だと思います。それはその通りです。提言の中で、河川管理者に対して、河川整備計画をつくる過程に必要な住民参加及び住民意見反映方法についての、基本的な部分の提言を行ったわけですね。河川管理者に対して言っているのですから、流域委員会みずからも、意見聴取・反映をやっていかなくてはいけないということがあります。この流域委員会がよりよい意見を言うために、どのような住民参加なり住民意見の反映のための手続をやったらよいかということ、そういうことに絞って議論をしていないので、確かにこれは、出発にあたってなるべく早く議論をした方がよいと思います。

それから、住民参加については、提言では一般的に河川整備計画の計画策定段階及び策定後についての住民参加の提言を行っていますが、流域委員会に対して答申を要望されている住民意見反映方法については、まだ具体的に何も言ってないのです。これは今後、たしか追加版として出す予定だと思います。その辺の議論はもちろんやっていかなくてはいけないと思います。タイミング的にはなるべく早い時期にやりたいと思います。三田村委員、たしかお出しになる予定だと聞いているのですが、そういうことでよろしいのですかね。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私が担当した部分に関わりますので、コメントさせて頂きたいと思います。

今おっしゃいましたように、住民意見の聴取・反映方法についての答申は完成しておりません。今後どのようにしていけばよいか、非常に悩んでいるところです。従いまして、各部会でどのような聴取方法があるのか、真の聴取方法といえますか、真の意見を汲み取る方法、或いは、それをどのように反映していくべきなのかを、よくお考え頂いて、住民意見の聴取・反映の具体的な方法を得るために、行動に移して頂きたいと申し上げました。それを待って、やらざるを得ないのではないかと考えています。

委員会に、各団体、或いは住民の方を入れて頂くのも1つの手ですが、先ほど言いましたような行動を委員会の中で十分やって頂いて、それで、もし可能でしたら、委員会に住民団体や住民の方々にオブザーバーという形で入って頂ければよいと思います。ただ、委員会の規約等も関わってくると思いますので、うまく機能するかどうかは、少し不安が残ります。

なお、先ほど寺田委員が申されましたように、住民意見については、4 - 20 頁の(1)の上に、「住民意見の聴取・反映に関する提言」は別冊で詳細に提言したいと書いています。できるだけ早く作成したいと思っています。今後、各部会がどういう形で残るかどうかは判断できませんが、委員会の中、或いは部会の中で、いろいろな試みをして頂いて、それをよりよい住民反映の方法として提言していきたいというのが、私の現在の考えです。

塚本委員（委員会・淀川部会）

委員会の性格というのは、やはり、理念と今までの状況をいろいろ踏まえて、これからということで、ある理念を出しておくということが必要です。だけど、これからというのは、河川管理者とも十分に応答しながら、何ができない、できるか、どこをどうしたらできるのかということ、まずは研究会的なものでやっていき、その中で推進に向けて、どうしたらそれが実現していくのかということも含めてやらないといけないというのがあるのです。

委員会で今までまとめられた話、言葉というのは、ある意味では皆さまご存じないということです。住民とどういう調整をしていくのか、或いは、その時、どういう行政とかいろいろな分野の人たちが入ってそれを実現していくのか、合意の認識をしていくのかというのは、逆に言えば、我々がこれから学ばねばならないところだと思います。

それには必ず、裁量権を持っておられるところと話し合う、場合によっては、京都府や京都市、大阪府とか市町村の行政も含めて、そのことに対してどうなのか、どのようにできるのかという話し合いは、研究会的なもので必要だと思います。

ですから、委員会とは別の検討委員会のようなもの、或いは、委員会でしたら研究会のようなもの、まずそれで、お互いにいろいろ現況と今の状況の認識を共有するという、これをやっていかないと、言葉だけアセスメントとか言っても、これはある意味では、できるはずがないのですよ。今の状況というのはそういう事態になってないと思います。そういうことも含めて、どうしていくかということを検討していかなければいけないと思っています。

今、委員会、部会で、こうしてこうしてと決められますけども、実は、住民の状況とか、

どうしてそれを本当に実現していくかというような、時間のプロセスとか多様なやり方というのを、もう少し、河川管理者も含めて皆さまが研究しないといけないのではないかなと思っております

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

委員会での議論のレベルと、塚本委員はそれに対して研究会という、もう少しそれぞれのテーマ別の小さなところでというご提案がありました。私は、流域委員会そのものがどれだけの時間軸の中にあるかわからないのですが、現場を持たないことには、住民参画なり住民との協働というのは、全く絵に書いたもちになってしまうと思います。

最近、私が気に入った言葉で、「からだ言葉」と「あたま言葉」というのがあります。つまり、流域委員会の提言はあたま言葉なのです。これは現場に持っていても、地元の方々なり本当に現場で苦労している方たちには、なかなか理解ができないということになります。つまり、からだ言葉になってないのです。

それぞれの現場で、まさに洪水になったらどうなる、濁水になったらどうなる、生き物がどうなるという現場の状況の中で知恵を働かせている、別の言葉で言うと、「生活知」であるとか「実践的知識」であるとか、そういう人たちの持っている認識なり知識なり、行動の体系というところと、委員会のあたま言葉をつながなければいけないと思います。今の社会は両方必要なのです。両方必要なのですが、行政の現場なり研究者というのは、どうしてもあたま言葉でしゃべります。或いは、あたま言葉で語ります。そのあたま言葉をからだ言葉にしていく、それをつなぐために、塚本委員の研究会設置という提案に、私はもうひとつラディカルな提案をしたいのです。それぞれの委員が現場を持ってはどうかと思います。現場を持つということは、淀川の河川整備計画の中で、どこが大変なのかということモデル的に現場として、そこを2年なり3年かけて、地域のあり方、或いは生態的状況、今まで行政が何をやってきたのかをじっくりと議論する中で、地元の男の方、女の方、子どもたちも含めて、どうやっていくのかというような現場を幾つか持ち、そこを研究会のようなところと委員会とを風通しのよい関係にしていくということです。全ての地域ではできませんので、何力所か現場を持つというようなことが提案できたらと思います。

それが流域委員会の枠を越えているということならば、別の枠組みをお考え頂いたらよいのですが、提言に書かれている理念を、これから100年かけて実践していこうという意気込みを持つならば、現場抜きには何も語れないということ、意見として言わせて頂きます。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほど私が申し上げたのは、まさに嘉田委員がおっしゃったことにあります。

嘉田委員が今、あたま言葉、からだ言葉とおっしゃいましたが、委員の方々が地域に入っていけないと、体から発散できるような言葉にはならないと思っています。ただ、方法としてそれ以外にもあるだろうと思いますので、幾つかの案を各委員がお考え下さって、実際に行動して頂き、その行動の結果を持ち寄って、よりよい住民意見の聴取・反映方法を考えていくべきだろうと思います。

そのためには、委員会に住民の方が入って頂く必要があります。サイレントマジョリティーといわれる人たちに入って頂くのは今のところ極めて難しいだろうと思いますが、私は非常に大事だろうと思います。スムーズに委員会が運営できるかどうかわかりませんので、まずは、私たちがサイレントマジョリティーの方々に接して行って、真意というのがどこにあるのかということ、体で理解していくことが必要だろうと思っております。

山村委員（委員会）

河川計画の策定過程と策定後のあり方について、提言でも住民参加との関係で述べられております。

例えば4-25頁を見てももらいますと、河川レンジャーや流域センターの設置、それから、最終の段では、計画の承継・確認のための機関の設置ということ提言しているわけです。

問題は、河川のガバナンスをどういう人的資源で分担してやっていくかということです。最近の国際的な行政の傾向というのは、行政と住民、その他いろいろな民間団体との共同的な形でガバナンスをやっていくということで、ニューパブリックマネジメントの考え方であるわけなのです。そうでなければ、提言を実施するための現在の河川管理者の人的資源というのは、あまりにも限られているということです。そうしますと、ある程度他の人的資源、NPOとかNGO、或いは市町村、府県、そういうものが全部協働してやっていかざるを得ないということになります。その協働の仕組みというものをこれから考えて提言していかざるを得ないのです。その中で、先ほど言った現場主義の考え方も含めたことを考えていこうという点については、住民参加の部会がありますので、おそくその中で提言されていくであろうと思います。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。今までのワーキンググループをそのまま残すかどうか議論があるのですが、住民意見の聴取・反映のワーキンググループにつきましては、まだ検討中です。今ご議論が出ているように、これから審議において、住民意見をどのように組み合わせていくかということが非常に大事ですので、そのままではいかどうかは別として、活動して頂くのがよいのではないかと考えています。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

時間的にいつ頃を目標として、何をやっていくかということなのですが、その辺については、もう既にそういう情報提供があったのかもわかりませんが、確認させて頂きたいと思っております。

中間とりまとめについて、一般の方からのご意見をお聴きするという提言をつくる過程で実施していますし、実際に意見が出てきています。提言をつくる過程でいろいろ参考にはさせて頂きましたが、意見を出された方からは反映されていないというご意見もありましたし、具体的な計画がない限り反映しにくかったという委員の意見もあります。やはり、意見を出された方に対して何らかの対応をしなければいけないだろうと思います。

そうしますと、中間とりまとめへのご意見をまず活かすということ、それから、新たに住民の方に参加して頂き、いろいろなご意見を頂いていく場をつくり、それが流域委員会の期限内に終わるように進めていくということではないかと思います。期限的にはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

運営会議で議論した結果、一般の方からたくさんお寄せ頂いた意見に対して、知らん顔というのは大変失礼なことですので、それはできないということになりました。どのように反映したか、1つ1つの意見に対してお答えするのは、非常に難しいかもわからないので、ある程度意見をまとめて、お礼と同時に何らかの返答をまとめた資料をお送りしようということにはしているわけです。

庶務、作業の進展状況はどうでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

その件に関しましては、現在作業中で、もうしばらくするとある程度の案をおつくりできるかと思います。現在、意見の集約等の作業をやっているという状況です。

芦田委員長（委員会）

一方では、これからの審議にも意見を生かしていくことが必要ではないかと思っております。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

時期的にはいつ頃までに。

芦田委員長（委員会）

今のところ検討がつかませんが、国土交通省がいつどういう形で、河川整備計画の原案を出してこられるかということにも関わっていると思いますが、どうでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

お手元にあります、昨年の12月に皆さま方に発送いたしまして公表しました「河川整備計画策定に向けての説明資料の（第1稿）」を、次回の1月24日の拡大委員会におきまして、この内容を説明させて頂きたいということで、運営会議ではご了解頂いていると思います。この内容を説明することが、河川整備計画の原案の内容並びにその考え方を説明することになると考えておきまして、その意味では、河川整備計画の審議がそこから始まるということであろうかと思えます。

期限がいつまでかということについては、1つの区切りとしては、当然、年度というのがあるかと思えます。審議の内容なり、河川整備計画原案ということであると、私どもとしては、利水等の相手も関係者もいることですから、いつまでにきちっとした形の河川整備計画原案

が出せるのかはわからないのですが、実質的な審議はもう始まっているとご理解を頂きたいと思います。

芦田委員長（委員会）

近畿地方整備局も最終的な原案をきちっとした形ではなかなか出せないと思います。素案の形で出てきて、それを審議して、また2次素案を出すという具合にだんだん固めていくという流れになると思います。その過程がどれくらいかかるかはわかりませんが、1年以内には何とかしたいとは思っています。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

今、審議されているのは、原案審議の進め方と体制ですね。

芦田委員長（委員会）

はい。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

ということは、淀川水系河川整備計画ができ上がるまでの案の審議をどうするかと、どういうグループでやるか、どういう部会をつくるかということを、今審議しているのですね。ですから、河川整備計画ができ上がった後の個々の事業についての審議が始まるのは、またその後にあるはずですよ。この委員会の責任ではありません。

芦田委員長（委員会）

はい。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

その辺をはっきりしておく必要があります。委員の皆さまのお話はごもっともですが、我々が今ここで考えるべき原案審議の体制は、今おっしゃった1年以内、2年以内に何をどうするかということを確認することを意図するということですね。

芦田委員長（委員会）

議案審議の体制を早急にとりたいのです。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

個々の河川整備の具体策についての審議は流域委員会では行わないということによろしいのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

いや、違います。我々が、国土交通省が出された河川整備計画の具体策の書かれた原案に

ついて意見を出します。その意見書とは別に、国土交通省は地域住民なり関係者のご意見をまた別個に聴かれるわけですね。それを総合して河川整備計画をつくるわけです。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

25年、30年先のことまで見越して、具体策を出されるのですか。そうすると、ここの河川の幅が幾らでということまでつくられるわけですか。

芦田委員長（委員会）

どういう河川整備計画をつくるのかということを説明頂けますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

来週説明させて頂く説明資料第1稿ですが、この内容が、我々が考えている河川整備計画の全体を示していると思います。この内容について説明をさせて頂くことが、河川整備計画の内容を説明させて頂くことであり、委員の皆さまのご意見を伺うために必要なものだと思います。従いまして、今ご指摘の内容等については、12月11日にお示ししてあります説明資料を次回に説明させて頂くことによって、少し議論ができるのではないかと考えています。

それともう1つは、次回、もしよろしければ、我々が河川整備計画を策定していく手順なり、或いは、地元にも説明をするという体制をとっておりますので、そういうやり方についても、あわせて説明をさせて頂ければ、流域委員会との関係が整理できるのではないかと考えております。

芦田委員長（委員会）

よろしいですか。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。整備計画原案には具体的に何をするかは書いてあるが、どうするかは書いてないのです。そのところは、次のディスカッションがあるはずなのです。

山村委員（委員会）

河川整備計画というのはあくまでもマスタープランのようなものであって、その中には例えばいろいろな施設の計画が書かれるというものです。しかし、その施設の細かいことまでは書いていないのです。その施設の実現過程については、別にまた事業計画というのをつくられます。河川整備計画には、具体的に例えば堤防をつくるというのは書いてあっても、その堤防の詳しい内容までは載らないということです。大体の規模だとか、そういうものは載ると思いますが、具体的にどんな設計にするかは、事業計画の中で説明されることになりまうと思います。ですからマスタープランの段階で計画アセスメントがなされて、事業計画の段階で事業アセスメントがなされていくというプロセスをたどるのではないかと考えています。

す。河川管理者の方に確認をして頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

来週の拡大委員会で具体的にご説明するのですが、整備計画の原案の中では、例えば環境でしたら楠葉のワンドを復元する、他にもこれを実施するといったことが書いています。それについて、流域委員会で、それはよいではないかとやりなさいということになれば、それはやらしてもらいます。ただし、その時に一体どの形状で、どのような深さで、どのようなものまでやるのかについて詳細に示しなさいということであれば、そこまで我々が出さないとはいけません。それは、個々の事業によって性格が違いますから、例えばこの設計についてはもう任せるから堤防の強化はやりなさいということでしたら、我々はそれで行いますということになります。

ですから、例えば非常に重要なところなのでもっと詳細な情報を出して説明してもらわなければ、流域委員会の意見が出せないということであれば、河川管理者は個々の事業の詳細まで説明をするということです。来週以降、我々が計画の中身を説明する中で、委員会の委員の皆さま方とキャッチボールをしながら、どこまで個々の事業について詳細に説明するのか、或いはそこがまだ煮詰まっていなければ出た時点で委員の皆さまにご説明するというものになってくるのではないかと考えております。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

確認をしたいのですが、たしか1月24日の拡大委員会で原案を示すということだったと思いますが、1月24日は説明資料第1稿の説明をするというふうなお話でした。河川整備計画の原案は別途出てくるというように理解をしていたのですが、その点はどのようなのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

原案という形のものが実際に、いわゆる法定計画における原案がしっかりした形であるわけではありません。ただ、説明資料第1稿の中で原案の考え方なり方向性、或いは内容が書かれているということで、説明資料を説明することが原案の説明になっていくと思っているのです。説明資料についての意見のキャッチボールをする中で、実質的な原案についての説明をさせて頂き、原案というものを形づくっていくということだと思えます。但し、どこかの時点で、これが原案ですというしっかりとした形は当然できると思えます。

もう1つ申し上げますと、これも来週ご説明をさせて頂きたいのですが、説明資料の中で「実施」なり「検討」と書かれているわけですが、この「検討」というものは、その検討した結果が実施できるなものになった時点で、「実施」に書き換えて河川整備計画に位置付けるということになると思えます。その意味では、河川整備計画自体が柔軟に変化していくものであると思えます。河川整備計画原案をきっちりとした形で出すために、どこでけじめをつけなければならないとなっても、現在、説明資料で「検討」と書いてあるものが全て検討が済まない河川整備計画原案ができないということではないということです。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

当初、流域委員会としては、提言そのものは進化するものだということで、提言（案）ということでお示しようということだったのですが、これはやはりあいまいだし失礼ではないかということで、提言としてきちっと出そうと決まってきた経緯があります。

従って、河川整備計画原案もどこかの時点で、これまで審議してきたことや提言を踏まえて河川管理者はこういう原案でいくのだと、きちりとした形で示して頂きたいと思います。その上で、流域委員会も真剣に議論をしていくということになるのだと思います。是非お願いしたいと思います。

芦田委員長（委員会）

原案は細かいことまでは触れにくいと思います。マスタープランと考えた方がよいかもわかりません。或いはもう少し事業化に向けた原案をある段階で出して頂いて、それについて議論しないと、議論する相手が絶えず変化していったのでは、どうもやりにくいということになるかもしれません。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

最終的な河川整備計画は、我々が原案をお出しして、そして委員の皆さま方、或いは住民の皆さま方の意見を反映してつくっていくものですから、最終的にどこまで詳しいものになるか、我々にもわかりません。

しかし、議論をスタートするにあたりまして河川管理者が原案だと思っているものを出さないことにはスタートいたしませんので、この提言を頂いたら、できるだけ早く原案を出したいと当初は思っておりました。

しかし、実は、計画のかなり大きな部分を占めます水需要の精査確認が、まだ明確になっておりません。そういう意味におきまして、来週は説明資料という格好でご説明したいと思っております。

芦田委員長（委員会）

それは了解しました。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

できるだけポイントになるところをまとめた上で、河川管理者としての原案をお出ししていきたいと思っております。

芦田委員長（委員会）

そういうことで、原案を出してもらおうということですね。

話を戻しまして、どういうテーマに関して部会をつくるか、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

私としましては、河川環境、治水・防災、利水・河川利用の3つのテーマ部会を設けたら

どうかと思っています。そういう方法では駄目だと皆さまからの意見が出れば、変えていきたいと思っています。これにつきましては、運営会議でまた検討したいと思います。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

その件に直接関係するかどうかはわからないのですが、確認という意味で申し上げます。河川整備計画原案ができてきて提示される段階までに、この4-19頁の、「新たな河川整備計画の策定過程、策定後、およびその事業を進めるに辺り」のうちの、今は策定過程にあるのですが、策定過程で河川管理者は、「水利権者、府県、市町村の他、環境省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省等の関係省庁と進んで協議し、これら関係機関がもつ長期、中期計画を河川整備計画に適合するように調整することが必要である」とあります。これに関して、既に河川管理者の方で進められているのでしょうか。もしまだの場合には、流域委員会はどういう役割をするのかということがまず1点です。

それから4-24頁の2)ですが、「住民との連携・協働」で、「公聴会、講習会、研究会、公開討論会、現地見学会、共同調査等を行ったり、市民集会、地域集会等に参加したりして、幅広く討議すること。」及び「流域の河川管理に深い関係がある住民とは、意見聴取にとどまらず、深い討議を行う」というのは、これは河川管理者がやるのでしょうか。或いは、流域委員会が間に入って実現していくということなのでしょうか。はっきりしておいた方がよいと思います。

川那部部会長代理長代理（委員会・琵琶湖部会）

中村委員、寺川委員がおっしゃったように、河川整備計画の原案が非常にはっきり出されなければならないというご意見はわかるのですが、逆の言い方をすれば、今、原案をきちっとした形で出すよう要求することは、流域委員会の提言の内容から考えると、正しいことなのかどうか、わからないのではないかと思います。

例えば、提言にかかっている、他の省庁との間で協議をすることが必要であるということとは事実だと思います。しかし、それができるまでの間は、河川整備計画は出せないということになったら、いったい何年後になるかわからないということになるのではないのでしょうか。きちんとネゴシエートが終わる間、何にも出さないということでは、困ると思います。

それから、原案というのは「河川管理者」としての原案であって、河川法上では、他の行政はどのように扱わないといけない、それから住民の意見を反映しないといけない、流域委員会に意見を求めなければならないとしているのが河川法だと思います。その原案というのが、もうこれで変わりませんという原案を「河川管理者」が出してきたら、従来のやり方と同じようなことになってしまうことはよくないので、そうではなくて、「河川管理者」としては、原案がある程度変わるということを十分に考えに入れた上で、段階的に原案を出してくるということであれば、私はむしろその方が、流域委員会の提言した内容に合っていると思います。全て決まったものとして、「河川管理者」から河川整備計画が出てくれば、提言を読んでいないと言わざるを得ないことになるのではないかと思います。ある責任を持って原案をきちっとした形でお出しになることについては、当然にお願いしないといけないわけ

ですが、それに対する我々の反応としては、やはり我々なりの責任を持って何かしないといけないので、あまりきちっとしたものということをおっしゃっているのではないと了解したいと私は思っておりますという意見を申し上げます。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

確認しておきたいのですが、流域委員会が例えば、「関係省庁と進んで協議し、適合するように調整することが必要である」ということに果たす役割は、流域委員会がそういう場をつくる、或いはそういうことに流域委員会自身も積極的に取り組むということなのか、それとも、そうではないのかということです。

芦田委員長（委員会）

河川管理者が原案について意見を聴くということです。

塚本委員（委員会・淀川部会）

流域委員会が提言したと、この内容はとてもよかったと、それに対して、30年、50年で実現できるようなそういう方策が計画として出た後に、協議会なり何なりを持って、なおかつ住民の人たちの意見、或いはその参加してやっていくような状況のこの事態を今度は逆に、過去のこの委員会で決めた提言の中に入れるということになってしまうわけです。

ですから、委員会自身が、あるところでもうやめるのかどうかです。私は、住民参加とかその辺をあまりにも欠いてしまうと非常に怖いと思います。まだまだ、そのことはやっていけないとわからない、決まっていけない、ということが入っているにもかかわらずそこで決めてしまうというのは、実に怖いと思います。

先ほど言いましたように、時間を区切るとしたら委員会で終わるところの提言と、それから策定としてどう推進していくのかという、それは協議会なりいろいろなものを持ってやっていくような、その担保をどこまで決められるのかということと、その担保の決め方自身の内容をどれだけ、もっと河川行政と、これはできないのか、できるのかという質疑応答をやらないと、そこはわかってこないですね。それをわかって、その計画の後にそれが実現できるようなプロセスの要因だけをどれだけ入れられるかということで決めるのか、そこを皆さまそれぞれがよく認識していかないと、何かだらだらやってしまって、或いは場合によっては、委員会で決めてしまったことで、計画を立ててしまったことによって、逆に将来を縛ってしまうということにもなりかねないと思います。

芦田委員長（委員会）

審議の体制についてはいろいろご意見がありましたが、次回の拡大委員会で原案の説明資料を出されて、それについて意見を言うということが2、3回繰り返されます。その過程において、審議の体制としてはこういう進め方がよいのではないかと議論したらよいのではないかと思います。

少なくとも、部会専任委員を委員会委員に追加するというについては、そうしたいと

と思いますが、いかがでしょう。

吉田委員（委員会）

提案についてはよいと思いますが、現実的な問題として、説明資料を聞いたり、原案が出されてきたりという時は、拡大委員会形式で、55人いらっしゃる方が皆さま同じように話を聞くということは非常に大事だと思います。しかし、この55人が3分ずつ話せば3時間ほどかかってしまうわけです。ディスカッションする時には現実的でないと思います。遠くから来ているのに、3分話しておしまいというのは、効率的でない会議になってしまいます。或いは、部会、それからテーマ別部会の報告だけで1時間かかってしまうことも考えられますので、うまいやり方が必要です。

芦田委員長（委員会）

ですから、審議のあり方については、拡大委員会は要所要所というか、意見を聞いたり決めたりする時には開催しますが、審議する時には別個の方法を考えなければいけないと思います。その体制をご相談していたのですが、なかなかまとまりませんので、これについては、そういう審議ができるような体制をとりたいということをご了承頂きたいと思います。

吉田委員（委員会）

それについては、部会に幾つも入れる委員もいらっしゃるでしょうし、難しい委員もいらっしゃると思います。

庶務の方で必ず会議の直後にどんな様子だったかを知らせるレジュメをファクスで送って頂いているので非常にありがたいのですが、あれは非常によくまとまったまとめとしてはわかるのですが、どんなディベートがあったかということはよくわからないのです。ですから、審議の様子が生々しく伝わるような方法を考えて欲しいと思ひまして、私は最初の頃にはメーリングリストを提案したのですが、Eメールをやってらっしゃらない方もある、或いはそればかりやると、今度は委員会以外の方にはわからないという問題も生じますので、その辺がわかるような工夫をして頂くと、拡大会議をやって、それまでのテーマ別部会や流域別部会の背景がわかった上で発言ができると思います。

芦田委員長（委員会）

わかりました。では、運営会議で、審議の進め方について体制をもう少し考えて提案させて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

この辺りで一般傍聴者からの意見をお伺ひしたいと思います。

米山委員（委員会・猪名川部会）

本日はこれから会議を抜けなければいけないので、ここで退席させて頂きますので、私自身の意見を述べさせていただきます。

猪名川部会の最初の頃に、猪名川モデルというのをつくりましょうということで、私はモ

デルをつくって提示しました。それには余野川ダムを実施すると明言しているのです。私は基本的に、長期的に見た場合に日本は水不足が来ると思っております。その中で、他の国は水不足で困っているのですが、日本はたまたま梅雨があり、水が十分豊かな国なのです。その恩恵のために、水はどんどん海に流してよいのだと考えがちですが、私は基本的に水はためるべきであると考えております。これは少数意見として提出させて頂きたいと思っております。大変申し訳ありませんが、ちょっと失礼させて頂きます。

芦田委員長（委員会）

それでは、一般傍聴者の方からご意見をお伺いします。

傍聴者（岡島）

川上ダム建設中の三重県青山町から参りました町議会議員の岡島孝生です。

まず、「委員および一般からのご意見」参考資料1の2頁に、畑中昭子さんが「ダム建設の7割の目的である治水の必要性がなくなったと青山町長も述べ」と書いてありますが、これは間違いであります。私が来る時に町長に確認したのですが「こんなことを言った覚えはない」という事でした。最近青山町の新聞チラシに青山民報が入っていましたが、それには町議会で町長が発言したと書いてありましたが、そんなことは全くないのです。庶務はこうしたことは青山町長に確認してから記事にすべきではないかと思えます。

先程、淀川水系流域委員会から示された提言はまだまだ修正されるということですが、川上ダム原則中止と言った報道には全く不満であり、私は反対意見を述べたいと思えます。

川上ダムの必要性は言う迄もなく治水と利水にあります。まず治水であります。ご承知のとおり上野市の西北部で青山町から流れてた木津川本流と服部川それに柘植川の3川が合流して西へ流れ淀川となっていくのですが、この合流地点のすぐ西側に岩倉峡という峡谷があって洪水の時にはそこで水が堰き止められ逆流し、上野市の長田、小田、新居などの地区に水が溢れ、これまでに幾度となく大被害を出してきました。戦後最大の湛水面積は540haであります。堤防をなどその対策は徐々にではありますが取られてきております。しかし現在でも洪水による湛水の被害は甚大であり結局防ぎようがなく困っております。水の頭はいかに小さいかという事です。抜本的な対策として川上ダムの建設はどうしても必要であります。これが現実であります。

次に利水の面であります。毎秒1.111トンの水道水を名張市を除く伊賀6市町村と奈良県それに西宮市がそれぞれ利用することになっておりますが、伊賀6市町村では数年前から伊賀広域水道の水道管敷設工事を進めており、川上ダムの完成を鶴首して待っております。また、伊賀6市町村では少しでも木津川の水を綺麗にしようと、いま合併浄化槽の普及にも力を入れており、生活用水の需要が急に高まって来ております。従って川上ダムの建設は治水や利水の面だけではなく、環境の面からも非常に重要であります。

もう1つ言うならば我々は水源の町としての責務から、町内に8,000haある戦後植林した杉、桧の山林をこのまま放置すれば密集した木が風倒木か枯れてしまい、治山治水、自然環境保全の観点から重大な被害が発生する恐れがあることから木の抜き切り作業（間伐作業）

をこの1月から5カ年計画で年間400haずつ、併せて2,000haを行う緊急間伐推進事業を進めることにしています。これは水を涵養するために山林を適正に管理しようとするもので、いわば環境林みたいなものですが、こうした事業に取り組むことにしています。その為にもダムを作り周辺の道路を整備しないと若者が田舎に住み付かないのです。森林を管理するためには人手が必要で特に若い力が必要です。したがって淀川環境を守るためにも川上ダムの建設が大切なのであります。

また、青山町では都会の人々と山村の人々との交流施設、ハーモニーフォレスト(森林公園)をダム上流に作る計画です。私は長い間全国を転勤して、マスコミで働いて参りました。今、田舎に帰り思うことは非常に遅れた山村ではダム建設は地域活性化の起爆剤であり、メリットが非常に多いということを確認していただきたいと思います。

川上ダムの建設費は850億円、その関連道路の付け替えなど周辺整備事業費は213億円、併せて総事業費1,063億円ですが、現在までにその凡そ半分の542億円が既に使われて来ております。淀川水系流域委員会の皆さまは環境の面を中心にダム建設の見直しを主張されている様ですが、川上ダムの建設は35年前から計画され、これまで幾度の困難を乗り越え現在に至っているのであります。僅か2年前に発足したこの淀川水系流域委員会の提言は、私から見ると環境に偏り過ぎた一方的な意見だと思えます。この提言を尊重し、川上ダムの見直しをされては我々地元伊賀地方の住民としては全くたまったものではありません。この提言に真っ向から反対いたします。

川上ダム周辺整備事業は、青山町と三重県が中心となり、議会の議決を経てすべて事業が進められております。この事業は淀川水系流域委員会の様な1つの諮問委員会の提言により、もしも覆されることになるならば、一体我が国の議会制民主主義の制度がどうなるのだろうかという疑問が湧いて参ります。断じてこうした事があってはならないと思えます。

最後に、国土交通省近畿地方整備局に対し川上ダム建設の一日も早い完成を願う地元住民の思いをぜひ実現して頂きますよう強く要望しておきたいと思えます。

更に私は思うのですが、国土交通省の考えは財政が厳しいですから第2名神高速道路建設も途中でストップさせるような感じで、また、長野県の田中知事の脱ダム宣言の様に1つのマスコミ向けのパフォーマンスの風潮に乗っている様な感じですが、それによってダムをストップさせるような事があってはならないと思えます。マスコミもそうした報道をされては困るのであります。マスコミはもっと現地声を聞き、真実の報道をしてほしいと思えます。

これから計画するものは中止してもよいと思えますが、もう既に調査しスタートしている事業については進めて頂かないとどうしようもないと思えます。その点を強調しておきたいと思えます。先程、委員の先生方の討論をお聞きしておりますと嘉田委員や中村委員さん等は「もっと地元の意見をよく聴くように」と発言されておりましたが、我々地元の者にとっは大変有り難いお言葉であり、深く感謝申しあげ、私の発言とさせていただきます。

傍聴者(安東)

安東尚美と申します。コンサルタントとして川上ダムの検討もしたことあるのですが、現在、流域調整室というNPOを立ち上げようともしております。

環境面に偏った提言というご意見が今述べられましたが、例えば汚濁負荷が非常に大きい木津川下流部の河川敷で農業体験したらよいという話が出ていたと思います。それに関して例えば農薬を使わないで、日曜農業で収穫を得られないという面があると思います。ダムに反対する人でも、例えば水衝部の対策は危ないからやって欲しいとか、或いは洪水で農作物がとれなくなったりしたら補償はして欲しいという裁判をしていたりとか、そのようなことがいろいろあるわけなのです。

水が流れて連続しているとか、或いは流速とか水深が大きいところ、小さいところがあるとか、或いは木陰があるとか、そういう生態の指標みたいなものはあるのですが、人間から見たような満足度、例えば治水、利水、環境とか全部を含めたものをちょっと考えたいなと私は思っているのです。やはり流域委員会もいろいろな専門の人とかいらっしやるので情報交換していきたいと思います。

それと、ダム不要論の根拠として、緑のダムで森林を整備したらよいという意見があるのですが、これは流出解析を見た場合に、分布型モデルとか、非常に難しい地質とか、そんなことも含めたようなことをやらなければいけないという情報を得ています。洪水時と、利水の低水の方と分けて十分な検証を行った上で評価していくべきだと思います。

芦田委員長（委員会）

その他、ありませんか。

それでは、河川管理者から説明資料第1稿について、説明があります。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

資料5でお手元にあります説明資料についてですが、これは昨年12月11日に皆さま方に発送させて頂いたものです。内容の説明は、まさに先ほども申しましたように来週からということですが、資料の見方について一言だけ言わせて頂きます。

まず、「初めに」が左側の欄にあるということは特にその意味はないのですが、その後の4頁、5頁辺りからは、左の欄に現状の課題を書き、真ん中の欄にその方針といますか考え方を書いています。一番右の欄に具体的な整備の内容を書いておきまして、その具体的な整備の内容で「実施」と書いてあるものと、または「検討」と書いてあるものですが、この「実施」と書いてあるものにつきましては「今実施中」とあるとか、要するに「すぐに実施していきたい」と考えているものです。「検討」と書いてあるものについては、検討をまず行って、その後、実施なら実施と、そういう段階に変更していきたいということです。

この説明資料の見方の説明については、各部会でもお話しさせて頂きましたが、大体、以上のようなことです。

芦田委員長（委員会）

その他ありませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

芦田委員長、これで審議は終わりということによろしいのでしょうか。最後にちょっとお話ししたいことがあります。

芦田委員長(委員会)

委員のご発言がなければ、審議はこれで終わりたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 坪香)

委員の皆さま方におかれましては、長期間にわたりまして熱心なご議論を頂きまして、まことにありがとうございました。

私も、5月の中間とりまとめ以降、河川整備計画についての検討を重ねてまいりました。次回の1月24日におきましては、既に運営会議でご了承頂いているところでもありますし、先ほど説明させて頂いたところですが、昨年12月11日に委員の皆さま方に発送させて頂きまして公表いたしました、淀川水系河川整備計画に向けての説明資料(第1稿)の内容を説明させて頂きたいと思っております。説明資料の内容を説明することが、河川整備計画原案の内容並びに考え方を説明していることになっていると我々は思っております。

なお、利水の部分等、今後早急に調整するとともに、それらが明らかになった時点で原案をお示しすることになると考えております。

今後、河川整備計画の内容についてご議論頂くこととなりますが、引き続きよろしくようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

芦田委員長(委員会)

いよいよ原案審議に入ることとなります。心を引き締めてがんばっていきたいと思います。皆さま、よろしくお願いいたします。

庶務の方、何かありますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

特にありませんが、今、提言の前回版との修正の資料をお配りしておりますので、ご覧頂ければと思います。

資料4と資料6につきましては、ご一読頂ければと思います。説明は省略させていただきます。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。これで第16回委員会を終わります。

庶務(三菱総合研究所 新田)

これもちまして、第16回委員会を終わらせて頂きます。なお、次回は1月24日となっておりますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

それでは引き続き、記者説明会を開始したいと思っております。会場の関係で15分ほどお時間を頂きまして、13時15分に開始いたしたいと思っております。報道関係の方はご参加の方をよろ

しくお願いいたします。1月18日には提言説明会を開催いたします。委員の方々、一般の方々、ご参加のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。